

年金生活者等支援臨時福祉給付金のお知らせ

65歳以上のかたで対象となる世帯に申請書を郵送し、
4月18日(月)から申請受付を開始します。

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい65歳以上のかたで、平成27年度個人住民税（均等割）が非課税のかたに、『年金生活者等支援臨時福祉給付金』の支給を実施します。給付の受けることのできるかたは以下のとおりです。また給付を受けるためには、申請をして受給資格の審査を受ける必要があります。



問合せ＝住民福祉健康課 住民福祉係 ☎76-5132

支給条件	基準日（平成27年1月1日）において美里町に住民登録されているかたで、平成28年度中に65歳以上となるかた（昭和27年4月1日以前に生まれたかた）
支給対象者	○平成27年度個人住民税（均等割）が非課税のかた
対象とならないかた	○平成27年度個人住民税（均等割）が課税されているかたの扶養親族 ○基準日現在、生活保護制度の被保護者となっているかた ○支給の決定を受ける前に亡くなったかた
支給額	対象となるかた1人につき 30,000円
支給方法	口座振込（本人または世帯の代表者の口座）
申請期間	平成28年4月18日(月)～7月29日(金)
申請方法とその流れ	①4月中旬に対象となる世帯に申請書等を郵送します。 ②申請書に記入・押印のうえ、必要書類および認印等を持参の上、申請をお願いします。 ※申請受付開始は4月18日から、受付場所は役場庁舎1階です。なお、申請方法等、詳しい内容は申請書に同封するチラシをご覧ください。 ③申請受付後、受給資格の審査を行い、支給決定者へ決定通知書を郵送します。 ④指定された口座へ給付金を振込します。

【ご注意ください】

○基準日に美里町に住民登録がないかたは、基準日時点の住民登録市町村あてに申請をお願いします。
○給付金の支給を受けた後、所得や扶養状況の変更、その他の理由により、受給要件に該当しないことが確認された場合は、支給された給付金の一部または全部を返還する必要があります。

【給付金詐欺にご注意を！】

臨時福祉給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

4月24日回

美里町の選挙について

美里町長選挙

美里町議会議員補欠選挙

◎告示日

4月19日(火)
立候補届出受付
午前8時30分～午後5時

◎投票

4月24日(日)
午前7時～午後8時
場所 町内11投票所

◎期日前投票

4月20日(水)～23日(土)
午前8時30分～午後8時
場所 美里町役場 第1応接室（庁舎内1階）

◎投票できる人

投票日当日に20歳以上で、住民票が作成された日、または転入届をした日から引続き3か月以上美里町に住所を有し、選挙人名簿登録日に美里町に住所を有する人。

◎開票

4月24日(日) 午後9時～
場所 美里町役場 201会議室

問合せ＝美里町選挙管理委員会
☎76-11115



飼い犬の登録・

狂犬病予防注射を必ず受けましょう！

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により、登録と狂犬病の予防注射が義務付けられています。登録義務は1頭につき1度ですが、予防注射は年1回以上受けるよう定められています。

狂犬病とは…

狂犬病は、人間をはじめ、すべての哺乳類および鳥類に感染します。一度発病してしまつと治療法はなく、100%死亡してしまつ恐ろしい病気です。そのため、予防接種が非常に大切です。

☆集合注射での接種を希望されるかた

町では、集合注射を行っています。今年度の実施日程は、下記のとおりです。犬の登録をしているかたには、はがきを送付しますので、必要事項を記入のうえ、料金と一緒にお持ちください。

なお、はがきが届かなかつたかた、他市町村等で登録後転入されたかたは犬の鑑札をお持ちください。また、当日新規登録も行うことができます。

午後1時10分～2時30分 松久公民館

◎4月20日(水)

午前10時～11時30分 美里町役場西側
駐車場
午後1時10分～2時30分 大沢公民館

料金（1頭分）

登録済みの犬…3,300円
新規登録の犬…6,300円
※注射料金 2,750円
注射済票交付料 550円
登録料 3,000円

注意事項

※フンの始末等の、マナーを守って接種を受けてください。
※右記日程で都合がつかない場合は、動物病院等で個別接種を受けてください。その場合、注射料金が右記とは異なる場合があります。

☆次の時は必ず届け出てください。

- ・犬が死亡したとき
- ・飼い主の住所、氏名が変更になったとき
- ・美里町に転入されたとき（前住所地で交付された鑑札をお持ちください。）



4月1日から

障害者差別解消法が施行されました

この法律は、障害を理由とする差別をなくしていくことで、障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています。正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、次のように定めています。

1 不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることをしてはいけません。たとえば次のようなことが該当します。
○障害があることを理由に、施設の利用や習い事の入会を断ること。
○障害があることを理由に、バスやタクシーの乗車を断ること。
○車いすを利用していることが理由で、飲食店の入店を断ること。

2 合理的配慮の提供

障害のある人から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で合理的な配慮を

行うことが求められます。たとえば、次のようなことが挙げられます。
○筆談、文章の読み上げ、ゆっくりと丁寧な説明など、障害の特性に応じたコミュニケーションの方法を工夫して、情報を正しく提供できるような配慮をすること。
○案内表示の文字を大きくするとともに、弱視の人や色覚障害者の人にも配慮した色の組み合わせにすること。

障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障害のある人に「合理的配慮をしない」ことも差別となります。

障害を理由とする差別を解消することは、社会全体の責務です。一人一人がこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

日時・会場

◎4月19日(火)
午前10時～11時30分 東見玉公民館

問合せ＝建設水道課

☎76-5134

建設環境係

問合せ＝住民福祉健康課

☎76-5132

住民福祉係